

## ○ 公共工事の前払金取扱要項

市長決裁 昭和 28 年 3 月 27 日

最近改正 令和 3 年 3 月 31 日

(趣 旨)

第 1 公共工事の前払金に関する規則(昭和 28 年規則第 32 号。以下「規則」という。)に基づく土木建築に関する工事又は測量の前払金の事務取扱については、別に定めるもののほか、本要項によるものとする。

(前払の率等)

第 2 規則第 2 条の規定による前払金の率は、当分の間、同条第 1 項第 1 号に掲げるものについては請負代金額の 4 割又は同条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げるものについては請負代金額の 3 割、同条第 2 項に掲げるもの(以下「中間前払金」という。)については請負代金額の 2 割(ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額は請負代金額の 6 割を超えないものとする。)とする。

(前払の適用除外)

第 3 前第 2 の規定にかかわらず、予算執行上の都合その他やむを得ない理由があるときは、前払金支払の率を減じ又は前払金を支払わないことができる。

(前払率等の明示)

第 4 第 2 に定める前払金の率等は入札公告、指名通知書又は見積書に記載して明示する。

(中間前払金に係る認定)

第 5 中間前払金を支払うにあたっては、あらかじめ、当該工事が規則第 2 条第 2 項の要件に該当することについての認定をしなければならない。

2 前項の認定を行うにあたっては、受注者に認定請求書(様式 1)及び工事履行報告書(様式 2)の提出を求めるものとする。

3 前項に定める書類の提出があった場合には、直ちに認定を行い、その結果が妥当と認められるときは、認定調書(様式 3)により受注者へ通知するものとする。

(債務負担行為に係る契約の取扱い)

第 6 規則第 3 条第 1 項に規定する契約を締結する場合における第 2 の規定の適用については、同規定中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、契約締結年度の翌年度以降に当該年度の当初前払金を支払うにあたっては、当該工事が、規則第 3 条第 3 項に定める出来高予定額に達していることに

ついでに認定をしなければならない。ただし、前年度末における当該工事の部分払の請求のための既済部分に係わる検査により当該出来高予定額に達していることについて確認できる場合はこの限りでない。

3 前項の場合においては、前第2項及び第3項の規定を準用する。

(余裕期間制度活用工事に係る契約の取扱い)

第6の2 余裕期間制度活用工事における前払金は、着工日以降に支払い手続きを行うことができる。

(前払工事の特約事項)

第7 前払金を支払う工事等の請負契約書(契約約款を含む。)には、次に掲げる特約条項を記載するものとする。

(ア) 第2に定める率により前払をすること

(イ) 前払金は受注者が保証事業会社と保証契約を締結し、かつ、その保証書を市長に提出した後に支払うこと

(ウ) 中間前払金の認定手続に関すること

(エ) 規則第3条の規定により、前払金を追加払し、又は返還させること

(オ) 工事等の部分払をするときは、契約規則第55条第3項の規定により支払うこと

(カ) 前払金を当該請負工事等の材料費、労賃、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事等において償却させる割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費その他必要な経費以外の支払に充当してはならないこと

(キ) 請負契約を解除したときは、当該工事等の出来高部分に相応する請負代金額と支払済の前払金額とを相殺し、前払金になお余剰があるときはその余剰額を返還させること

(ク) 債務負担行為にかかる契約にあっては、前各号に掲げるもののほか、各会計年度における請負代金の支払いの限度額、支払限度額に対応する出来高予定額、各会計年度における前払金の支払方法等に関すること

(ケ) その他必要な事項

(前払金の整理)

第8 前払金の整理については、部分払のつど、前払金精算額を部分払金額から差引いて行うものとする。

附 則

この改正事項は、昭和56年7月3日から実施する。

附 則

1 この改正事項は、昭和58年4月1日から実施する。

2 公共工事の前払金の取扱いに関する特例(昭和53年5月4日市長決裁)は廃止する。

附 則

この改正事項は、昭和63年7月1日から実施する。

附 則

この改正事項は、平成 11 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この改正事項は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 改正後の公共工事の前払金取扱要項の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあつてはこの改正事項の実施の日以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあつては同日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、随意契約にあつては同日以後に発注するものについて、それぞれ適用し、同日前に入札に参加しようとする者を募集し、入札に参加させようとする者を指名し、又は発注した契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正事項は、平成 26 年 7 月 1 日から実施する。
- 2 改正後の公共工事の前払金取扱要項の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあつてはこの改正事項の実施の日以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあつては同日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、随意契約にあつては同日以後に発注するものについて、それぞれ適用し、同日前に入札に参加しようとする者を募集し、入札に参加させようとする者を指名し、又は発注した契約については、なお従前の例による。

附 則

この改正事項は、平成 31 年 1 月 1 日から実施する。

附 則

この改正事項は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

## 認定請求書

令和 年 月 日

(あて先) 各 主 管 局 長

所在地  
受注者 商号又は名称  
代表者職氏名

下記の工事について（中間）前払金の請求をしたいので、要件を具備していることを認定されたく請求します。

### 記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
請 負 代 金 額 (当該会計年度の 出来高予定額 ※)	金 円 ( 金 円 ※)
摘 要	令和 年度 (当初・中間) 前払金

- (注) 1 認定資料として様式2の工事履行報告書もしくは工事請負契約書第12条に基づく工事履行報告書を添付してください。
- 2 「工期」・「請負代金額」とも契約変更があった場合は変更後について記入してください。
- 3 ※欄は債務負担行為に基づく契約における特約条項がある場合にのみご記入ください。  
ただし、今年度当初に前年度までの出来高予定額について部分払を行った場合は、当該超過額を控除してください。
- 4 「摘要」欄には請求年度を記入し、請求する前払金の種類に○をしてください。

(様式2)

# 工事履行報告書

令和 年 月末現在

受注者及び

現場代理人：

工事名			
契約金額(年割額)	円 ( )		
工期	令和 年 月 日から令和 年 月 日		
月別	予定工程 工種(または工事内容) % [ ] [ %]	実施工程 % (※)	備考
令和 年 月		% ( )	
令和 年 月		% ( )	
令和 年 月		% ( )	
令和 年 月		% ( )	
令和 年 月		% ( )	
令和 年 月		% ( )	
令和 年 月		% ( )	
令和 年 月		% ( )	
令和 年 月		% ( )	
令和 年 月		% ( )	
令和 年 月		% ( )	
令和 年 月		% ( )	
令和 年 月		% ( )	
令和 年 月		% ( )	
令和 年 月		% ( )	

- 注1) 予定工程は完成までの月間予定として作業工種と工事進捗率を記入。  
なお、工種が多い場合は、施工予定位置(数量含)と工種をまとめて表現できる内容を記入。  
また、[ ]には変更後の工程を記入。
- 注2) 実施工程は当該報告月までの工事進捗率を記入し、※には、予定工程と実施工程の差とその理由等を記入。
- 注3) 複数年契約は契約金額欄に特約条項の各年出来高予定額(消費税等の額含む)を記入。

監督職員	補助監督員	監督補助者

## 認定調書

令和 年 月 日

様

各 主 管 局 長

下記の工事についてその進捗を調査したところ、(中間)前払金をすることができる要件を具備していることを認定します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
請 負 代 金 額 (当該会計年度の 出来高予定額 ※)	金 円 ( 金 円 ※)
摘 要	令和 年度 (当初・中間) 前払金

- (注) 1 「工期」・「請負代金額」とも契約変更があった場合は変更後の工期・金額を記入  
2 ※欄は債務負担行為に基づく契約における特約条項がある場合にのみ記入(ただし、今年度当初に前年度までの出来高予定額について部分払を行った場合は、当該超過額を控除した額)  
3 「摘要」欄には請求年度を記入し、請求する前払金の種類に○をすること